

## 丸森町筆甫地区 人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
丸森町	筆甫地区(上1、上2、中1、中2、東山、裏区、古田、北山、鷲ノ平、川平1、川平2)	令和4年3月18日	

### 1 対象地区の現状

地区内の耕地面積	113.5ha
アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	75.7ha
アンケート回答者の地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	44.4ha
うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	30.8ha
うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.0ha
(備考)	

### 2 対象地区の課題

現状は、中山間地域等直接支払制度での集落協定の活動や、中心経営体・筆甫地区振興連絡協議会が主に農地を維持しているが、担い手が不足している。また、農地の災害復旧工事に時間を要していることから、復旧後の農地をどのように管理していくかの検討を地域で行っていく必要がある。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落協定の広域化や集落協定をベースにした集落営農組織の設立と、農地の集積・集約化を検討していく。また、安定した経営体を確保することで、新規就農者の受入れを促進し、担い手の確保を図っていく。

注:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体 5 経営体

### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

**農地中間管理機構の活用方針**  
将来的には、一定程度のまとまりの中での経営農地の集約化を目指し、農地を貸付けする際は原則として農地中間管理機構を活用する。

**集落営農組織の設立方針**  
既存の集落協定をベースにした、集落営農組織の設立を検討していく。